

15(防衛省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
038070	山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山製造所、東ソー(株)南陽事業所、出光興産(株)徳山事業所、(株)トクヤマロジスティクス、長府工業(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	・補助金適正化法第22条 【文部科学省】 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) 【防衛省】 防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)	市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする。	防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を当該補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、平成20年から、既存ストックを効率的に活用した地域活性化等を図るため、地方公共団体が当該周辺対策事業等に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)のうち、経過年数(補助目的のために事業を実施した年数)が10年以上である施設等の財産処分について、所定の報告があったものは防衛大臣等の承認があったものとして取り扱うものとするなど、財産処分の承認手続きの簡素化に努めてきております。 また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、耐用年数を経過した場合を除き各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができると規定されており、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償譲渡及び有償貸付を行う場合は、必要最小限の条件を付す必要があると考えており、国庫納付を要せずに報告のみで防衛大臣等の承認があったものとして取り扱うことは困難です。